（表面）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

令和　　年　　月　　日

魚沼市長　様

（申請者）

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　商号（屋号）

　　　　　　　　　　　　　申請者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は代表者名）

産業競争力強化法第１２８条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第３１項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　証明書の使用目的（該当するものに○を付けてください）

　 a　会社設立時の登録免許税軽減　　　　　　　　　　　　　b　創業関連保証の特例

　　c　日本政策金融公庫　新規開業支援資金（利率引き下げ）　d　その他（　　　　　　　　　　　　　　）

２　支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容及び期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支　援　内　容 | 期　間（受講日） | 回　数 |
| 創業塾 | 令和　　年　　月　　日令和　　年　　月　　日令和　　年　　月　　日令和　　年　　月　　日令和　　年　　月　　日 | ４回以上の受講が必要です。（　　　　回） |

３　設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地

　・商号（屋号）

　・本店所在地

４　設立しようとする会社の資本額　　　　　　　　　　　万円（株式会社の場合）

５　新たに開始する事業の業種、内容

６　事業の開始時期　令和　　年　　月　　日

※３～６は、認定特定創業支援等を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。

開業済みの方はその内容を記載し、開業日確認のため、「個人事業の開業・廃業等届出書」又は「履歴事項全部証明書」の写しを添付してください。

　魚商第　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

申請者が、上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

 　　魚沼市長　　　内田　幹夫

有効期限：令和　　年　　月　　日まで

（裏面）

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

　特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

１．会社※１設立時の登録免許税の減免について

（１）創業を行おうとする者又は創業後５年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※２を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

　　　※１　株式会社又は合同会社を指します。

※２　株式会社又は合同会社は、資本金の0.7％の登録免許税が0.35％に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額６万円の場合は３万円の軽減）されます。

（２）特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

（３）本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

２．創業関連保証の特例について

（１）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の６か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

（２）本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

３．日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

（１）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

※法改正等により支援制度が変更・終了となる場合もあります。

**【証明書の交付を受けた方へ】**

　後日、活動状況等についてお問い合わせさせていただく場合がございますので、ご協力お願いいたします。